

## 情報通信審議会 電気通信事業部会（第91回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成20年6月24日（火） 14時00分～15時00分

於、総務省第1特別会議室

### 第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、  
長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

### 第3 出席関係職員

#### (1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、  
安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）古市 裕久（料金サービス課長）、  
村松 茂（料金サービス課企画官）竹内 芳明（電気通信技術システム課長）

#### (2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

### 第4 議題

#### 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1200号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【平成20年4月22日付け諮問第1206号】

ウ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加）について【平成20年4月22日付け諮問第1207号】

エ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【平成20年4月22日付け諮問第1209号】

## 開 会

○渡邊情報通信政策局総務課課長補佐　それでははじめに事務局からご報告がございます。本日は冒頭、カメラ撮りがございます。審議に入る前には退出いただくことになっておりますのでご了解をいただきたいと存じます。

それでは部会長、よろしく願いいたします。

○根岸部会長　はい、わかりました。それではただいまから第91回情報通信審議会電気通信事業部会を開催いたします。本日は委員7名中6名の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それではお手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は答申事項4件でございます。

○渡邊情報通信政策局総務課課長補佐　ここでカメラの方は退出をお願いいたします。

## 議 題

### 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1200号】

○根岸部会長　それでははじめに諮問第1200号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可であります。平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について審議したいと思います。本件につきましては、本年3月27日付け答申におきまして総務大臣に対し要望いたしました事項を踏まえまして、総務大臣がNTT東西に対して行った要請を受け、NTT東西から4月23日に接続約款の変更について補正申請がなされたものであります。

本件に係る意見募集につきましては、情報通信審議会議事規則第2条第3項の規定により文書による審議を行い、全会一致により了承されましたことから、本年4月25日から5月26日までの間、1回目の意見募集を行いました。その後、5月28日に提出

されました意見を公表するとともに、6月11日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で検討いただきました。

それでは接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海委員　それでは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定につきまして、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。部会長からお話がございましたけれども、本件は平成20年度以降の加入光ファイバ、光信号端末回線伝送機能等の接続料設定に関する接続約款の変更の認可について、調査審議を行ったものでございます。なお、本件は今年の1月にこの審議会に諮問されたものでございまして、本年3月27日、加入光ファイバの需要予測のうち、他事業者のダークファイバにかかる需要予測を見直す等の措置を講ずる旨の答申を行いましたけれども、当該答申を踏まえ総務大臣がNTT東西に対して行った要請を受けまして、NTT東西から今年の4月23日に接続約款変更の補正申請がなされておりました。この申請に対する意見募集及び再意見募集につきましては部会長から詳細なお話がございましたので省略をさせていただきます。

検討の結果、当委員会といたしましては、お手元の資料の91-1の1枚おめくりいただいた1ページの報告書にございますとおり、諮問のとおり認可することが適切であるということといたしました。なお、詳細につきましては事務局のほうから報告していただきたいと思っております。

○根岸部会長　では、お願いいたします。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料、91-1に基づきましてNTT東西の平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の補正申請についてご説明をさせていただきます。

まず18ページ、縦長の申請概要の資料をおあげいただけますでしょうか。先ほど東海主査からございましたが、5の「経緯」のところがございますとおり、平成20年度以降の加入光ファイバの接続料につきましては1月9日に認可申請がNTT東西からございまして、総務省においては乖離額調整制度の扱い等について、一部保留した形で1月15日に情報通信審議会に諮問をさせていただいたところがございます。その後2度の意見招請手続及び接続委員会における審議を経て、3月27日に答申をいただいたと

ころでございます。

具体的にはこの点線で囲った部分でございますが、総務省においてはF T T Hサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争の促進を図る観点から、以下の2点が確保されることを要望する。1点目といたしましてはN T T東西に対して、審議会において示された考え方、すなわちA D S L市場の需要拡大期における接続需要の伸び率、今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況、設備競争の進展への配慮、この3点を総合的に勘案して、ダークファイバ需要予測を修正した上で、加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度に係る規定について、その対象を需要の乖離額分に限定するなどの修正を行うことを要請すること。2点目としてはN T T東西に対して当該修正を反映した接続約款の変更の認可について、本件に係る要請後、可及的速やかに補正申請を行うことを要請すること。以上のような答申をいただいたところでございます。これを踏まえまして3月27日同日付で総務省はN T T東西に対してこの答申を踏まえた要請を行ったところでございます。N T T東西からはこれを受けて4月23日に今回の補正申請が行われたところでございます。

次の19ページ目以降が今回の補正申請の概要を示したものでございます。まず、光信号端末回線伝送機能、すなわちいわゆるシングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合の接続料についての補正申請案でございますが、この表にございますとおり、現行の接続料5,074円に対して、N T T東日本で4,610円、N T T西日本で4,932円ということでございまして、それぞれ前者については464円、後者については142円低廉化をしているということでございます。

20ページ目が接続料算定の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり3月の答申を踏まえまして、今回の補正申請におきましてはシェアドアクセス方式のダークファイバ需要についての見直しを行っているところでございます。当初申請案ではダークファイバの稼働芯線数につきましては、Bフレットの稼働芯線数に対する割合が各年度ともに平成18年度末の実績割合と同じとなるように算定をしていたところでございますが、補正申請案では答申を踏まえ、以下のような見直しを行っているところでございます。

すなわちシェアドアクセス方式のダークファイバ需要については、当初申請案における平成19年度末の予測芯線数をベースとして、他事業者のD S L接続需要の需要拡大期における伸び率を適用して予測をしているところでございます。具体的にはシェアド

アクセス方式によるダークファイバの提供開始以降、需要が拡大した期間がDSLの提供開始時から同様に経過しているのとらえ、当該時点から3年間のDSLの接続需要の伸び率を適用して予測をしているところでございます。なお、シングルスター方式のダークファイバ需要については当初申請案と同様の考え方で芯線数を予測しているところでございます。

20ページの下の方がNTT東日本における見直し後のシェアアクセスのダークファイバ稼働芯線数の推移を示したものでございます。同様に21ページ上段の表がNTT西日本におけるシェアアクセス方式のダークファイバ稼働芯線数の推移を示したものでございます。3月の答申におきましてはこのシェアアクセス方式のダークファイバ需要の見直しに当たって、シングルスター方式の芯線の利用状況についても勘案して見直しを行うようにという整理がされていたところでございますが、この表にございませとおりNTT東西、それぞれダークファイバ需要見直し後のシェアアクセス方式の稼働芯線数はそれぞれ見直し前に比べてシングルスター方式の稼働芯線数に近接をしているところでございます。

次に21ページ目、費用の予測方法でございませが、これにつきましては見直し後の稼働芯線数、これに対する投資等を前提とした上で、当初申請案と同様の考え方で費用の予測を行っているところでございませ。具体的なそれぞれの費用予測につきましては21ページ、そして22ページの表にあるとおりでございませ。また施設設置負担金見合いの加算料コストの算定につきましても当初申請案と同様の形で算定をしているということとございませ。

次、23ページ目をご覧くださいませでしょうか。光信号主端末回線伝送機能、すなわちいわゆるシェアアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合の接続料についてでございます。この表にございませとおりNTT東日本につきましては現行接続料5,020円に対して、補正申請案では4,260円と、760円低廉化をしているところでございませ。またNTT西日本におきましては現行接続料4,987円に対しまして、4,522円ということとございませして、465円低廉化をしているところでございませ。

24ページが接続料算定の概要でございませが、需要の予測方法につきましてはシェアアクセス方式のダークファイバの稼働芯線数につきまして、先ほどのシングルスター方式の光ファイバ接続料と全く同じ方法で芯線数の見直しを行っているということと

ございます。また費用の予測につきましても同様に当初申請案と同様の形で算定を行っているということでございます。具体的な費用の予測値につきましては、この24ページの表にあるとおりでございます。

さらに25ページ目、加算料コストにつきましても当初申請案と同様の考え方で算定をしているところでございます。

次に乖離額調整制度の扱いについてでございますが、この乖離額調整制度につきましては当初申請案では算定期間における原価の実績値と収入の実績値の差額について、次期以降の接続料原価に算入する乖離額調整制度という形で規定をされていたところでございますが、補正申請案では答申を踏まえまして、以下のような修正を行ったところでございます。

すなわち乖離額調整制度の対象となる乖離額は、算定期間における予測費用と実績接続料収入の差額とする。言いかえまして予測費用は予測収入と同一でございますので、需要に関する予測と実績の乖離分、ここに限定をした形で乖離額の調整制度の対象とするということでございます。この当該額を次期接続料原価に算入するとしているところでございます。この場合に算定期間の最終年度の収入については当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として、合理的な予測に基づき算定をすることとしております。

またこの予測に基づき、算定した最終年度の収入と、収入の実績値との差額については次々期の接続料原価に算入する。乖離額調整により接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、乖離額を複数の算定期間に分けて、接続料原価に算入するなど、当該変動を緩和するための措置を講じる。以上のような修正を行ったところでございます。

最後に参考のところ、未利用芯線の扱いについてでございます。3月の答申におきましては最盛期のメタル回線の利用芯線の割合や、現行接続料で最終的に想定をしていた光ファイバの利用芯線の割合が約6割であったことにかんがみ、今回のダークファイバ需要の見直しにおいても、この利用芯線の割合を一層高めることが求められるとされていたところでございます。具体的な補正申請案における利用芯線の割合はこの表で示されているところでございますが、ご覧のとおり、補正申請案におきましてはNTT東西ともに利用芯線の割合が四捨五入して約6割となっているところでございまして、今回のダークファイバ需要見直しによって利用芯線の割合についても一層高まっているとい

うことでございます。以上が補正申請の概要でございます。

次にこの申請概要の前におつけをしております横長の別添資料をご覧くださいませうでしょうか。別添資料が、今、ご説明をいたしました補正後の接続約款の変更案に対する意見、及びその考え方でございます。

まず総論でございますが、意見1、直ちに有効な設備競争を行うことができない地域についてはN T T東西のダークファイバの利用が必要であるため、公正競争ルールの整備が必要という意見であります。これに対する考え方といたしましては、3月27日の情報通信審議会答申に示したとおり、設備競争に支障を与えないように配慮しつつ、F T T H市場での事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策の展開が、利用者利便向上の観点から必要と考えられるとしているところでございます。

次に4ページ目でございます。意見の2、光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、N T T東西の加入光ファイバの接続料の低廉化だけではなく、N T T東西を含めたO S Uの共用を前提とした分岐端末回線当たりの接続料設定の両方を実現することが必要という意見でございます。これについての考え方といたしましては審議会答申で示したとおり、今回の接続料のさらなる低廉化に加えて、競争事業者間でO S U共用に積極的に取り組むことにより、F T T Hサービス提供コストをさらに低廉化させることが可能であることから、その取り組み状況やダークファイバ芯線の利用状況など、F T T H市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定については、今後市場環境や分岐にかかる技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当であるとしているところでございます。

次に補正後の加入光接続料の水準についての意見でございます。意見の3、補正後の接続料水準は光アクセスサービス市場の競争に寄与する接続料水準とは言いがたいという意見でございます。これに対する考え方といたしましては審議会答申に示したとおりダークファイバ需要予測の見直しはA D S L市場の需要拡大期における接続需要の伸び率、今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況、設備競争の進展への配慮の3点を総合的に勘案して行うことが必要としたところでございます。この点、今回の補正申請案はシェアアクセス方式のダークファイバの提供開始以降、需要の拡大した期間を踏まえ、N T T東西ともに平成13年第3四半期からの3年間のD S L接続需要の伸び率を適用して再予測したこと、見直し後のシェアアクセス方式の稼働芯



線数は平成22年度時点でシングルスター方式の稼働芯線数に近接する水準に設定されており、両者の間の競争の進展状況に差異が生じないように留意されていること、今回の見直し水準について、電力系事業者やCATV事業者等から設備競争の進展に支障があるとの具体的な意見が示されなかったことにかんがみると、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられるとしているところでございます。

次に意見の4でございます。接続料の算定期間に関しまして3年、5年と比較検証を行ったうえで、最善の方法を選択すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、今回の補正申請案は考え方3のとおり、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられる、なお将来原価方式は申請者が5年以内であれば算定期間を任意に設定可能であることから、今回の3年という算定期間は適当であるとしているところでございます。

次に7ページ、意見の5でございます。加入光ファイバ接続料の設定に当たっては、設備競争に与える影響についても十分留意することを要望という意見でございまして、これに対する考え方は、考え方1に同じとしております。

また、意見6、需要予測の見直し等による接続料設定は今回限りの措置とし、早期に実績原価方式への移行等を実施すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、今回のダークファイバ需要予測の見直しは現在のF T T H市場をめぐる競争環境等を踏まえ、競争促進を図る観点からの政策的要請に基づき行われたものである。このため次期接続料の算定方法についてもその時点におけるF T T H市場をめぐる競争環境や、利用者に与える影響等を踏まえ、実績原価方式への移行の適否等を含めて、次期接続料算定の際に改めて判断することが適当であるとしているところでございます。

次に乖離額調整制度についての意見でございます。意見7、乖離額調整制度の導入を認めるべきではないという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、審議会答申に示したとおり、乖離額調整制度はダークファイバ需要予測の見直しを行う場合、予測と実績が乖離した場合の乖離額をN T T東西のみに負担させることは適当ではないことから、今回の申請に限定した特例的な措置としてその導入を認めるものである、今回の補正申請案は答申を踏まえたダークファイバ需要予測の見直しを適切に行い、当該見直しに伴うリスクをN T T東西のみに負担させることは適当でないということから、申請案どおり乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが適当であるとしている

ところでございます。

次に10ページをご覧くださいませでしょうか。意見8でございますが、乖離額調整制度を導入するのであれば、より低廉な接続料の設定を行うべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、今申し上げた考え方7に同じとしております。

次に11ページ、意見9でございます。2011年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、乖離額調整制度を認めないことを前提に、改めて算定のあり方を十分に議論すべきという意見でございます。これに対する考え方は、考え方6に同じとしております。

最後にその他の意見でございます。意見10、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線当たりの接続料設定に関する見直しを検討・実施すべきという意見でございます。これに対する考え方は、考え方2に同じとしております。

次に15ページをご覧くださいませでしょうか。意見11、シェアドアクセスについては公正競争の確保及びF T T Hの普及促進のため、N T T東西を含む複数事業者間で共用することが必須という意見でございます。これに対する考え方は、考え方2に同じとしております。

最後に意見12、N T T東西の独占的状態の改善が確認できない場合には、2010年に検討することとされているN T Tのあり方に係る議論を前倒すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、本意見はN T Tの組織問題に関するものであり、本件に直接関連するものではない。なお、N T Tの組織問題については平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、ブロードバンドの普及状況やN T Tの中期経営戦略の動向などを見きわめた上で、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとされているところでございます。

以上が補正後の接続約款の変更案に対する意見及びその考え方でございます。以上を踏まえまして別添資料の前におつけをしております1ページ目、接続委員会の報告書でございますけれども、ご覧のとおり、本件、接続約款の変更認可については諮問のとおり認可することが適当と認められる。また提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は今、ご説明いたしました別添資料のとおりであるとされているところでございます。以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。それではただいまの接続委員会の検討結果についてご説明いただきましたので、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○東海委員 一言だけ。

○根岸部会長 はい、お願いします。

○東海委員 補足というよりも、もしかしたら蛇足になるかもしれませんが。接続委員会での様子を少しだけつけ加えさせていただきます。もともと最初の申請があった状況では、やはりこの光の問題、特に家庭につながっている光の接続料をできるだけ安くすることが事業者間の競争促進ということ、これはひいては最終的には利用者料金問題にもかかわってくるわけですから、できるだけ安い水準にすることができないかということが背景にあったともご理解をいたしております。そのような意味で私どもは最初の答申では需要予測を見直せという形でもって再検討していただいて、そして補正が出てきたというところではございましたが、先般の補正に対する接続委員会の議論の中でも複数の方から、この状態でも果たして本来の目的である事業者間競争を促進する環境として認め得る状況になったかというような趣旨のご意見も頂戴いたしました。当然のことだろうと思っております。

が、しかしながら現在のいろいろな意味での環境の激変状況といいたしまししょうか、特に光を使ったIP化の流れ等々の状況というのは、この問題に限らずいろいろな条件を整備して議論をしていかなければならないのであろうという意味から、今回の補正の内容は、最終的には接続委員会としてはやむを得るところではないかということでございます。

思い切ってもっと下げてという案もないわけではないかと思えますけれども、その場合には当然のことながら今回は乖離額調整という形をとることといたしましたので、結果的にはプラスであろうが、マイナスであろうが、食い違った部分に対しては後で修正しなければならないという事態を招くわけでございます。これは私の個人的な見解も少し入りますけれども、私はあまり後の状況の中で引きずって調整額を修正するということは事業者の経営において適切なことではないので、できるだけその形は小さいほうがよいと理解をいたしておりますので、そんなことで議論が展開されて、最終的には接続委員会でも乖離額調整もあることだし、ということでこの程度の水準でとりあえず状況をしっかり見極めようということとなったということでございました。以上でございます。

す。

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。補足説明いただきました。ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。それではよろしいですか。はい、それでは接続委員会から報告をいただきました案と同じ、答申書案ということで17ページにつけていただいておりますけれども、本件のNTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については諮問のとおり認可することが適当と認められるということで、これを答申書という形でお認めいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【平成20年4月22日付け諮問第1206号】

○根岸部会長 それではその次ですが、諮問第1206号、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして審議したいと思います。本件につきましては、この部会への諮問を要する事項と要しない事項の両方が含まれておりましたので、総務省が本件改正案全体につきまして意見招請を実施することとし、本年4月22日から5月22日までの間に1回目の意見募集が行われました。5月27日に提出された意見を公表するとともに、諮問を要する事項については6月10日までの間、再意見の募集が行われ、2回の意見募集をいただきましたが、それらの意見を踏まえまして接続委員会で検討いただきました。本件につきましても接続委員会の主査である東海委員より、その検討結果について報告をお願いしたいと思います。

○東海委員 それでは電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。

本件は本年3月27日のこの審議会答申、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において示されましたNTT東西の次世代ネットワークNGNのものに係る接続ルールの整備事項に関しまして省令等の改正を要する事項について規定整備を行うものでございます。

改正のポイントは3点ございまして、最初は、第1番目はNGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加でございます。2番目はNGN等にかかるアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加でございます。そして3番目は網機能提供計画の届け出を要しない機能の追加でございます。意見募集の経過は先ほど係長からご

説明のあったとおりでございます。

検討の結果、資料の9-1-2の1枚めくっていただいた1ページの報告書にございますとおり、諮問のとおり改正することが適当であるいたしました。報告書の詳細につきましては事務局からお願いしたいと思います。

○根岸部会長　それではよろしく申し上げます。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料9-1-2に基づきまして、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてご説明をさせていただきます。

2ページ目の別添資料、横長の資料をご覧くださいませでしょうか。この別添資料に基づきまして電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びその考え方についてご説明をさせていただきます。

まず総論でございますが、意見の1は今回の規定整備に賛同するという意見でございます。意見の2、F T T H市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的に評価の上、各種規定の見直しに取り組むことを要望、という意見でございます。これに対する考え方といたしましては3月27日の情報通信審議会答申を踏まえ、競争セーフガード制度の対象としてアンバンドルすべき機能を追加するなど、接続ルールの基本的な枠組みについては定期的に検証することとしており、これに加えて接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に対応することにより、N G Nをめぐる競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを行うことが適当であるとしているところでございます。

次に意見の3、N G Nの技術や機能は、今後さまざまな変化・発展の可能性を秘めていること等から、規制を最小化する方向で省令改正案を見直すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、答申に示したとおりN G Nは他事業者にとって利用の公平性が確保された形で自網とN G Nを接続可能であることが、その事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、N G Nを第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。また本省令案等に新たに規定されたアンバンドル機能は、既存サービスを提供するための機能はアンバンドルする一方、N G N固有の新規機能はアンバンドルしないこととしており、これに加え、本省令案等の附則では、接続料原価を算定するために必要なコストドライバの状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、本省令案等の施行後も必要に応じて所要の検討・措置を行う旨を明確化しており、答申に基づく規定整備として適当と考えられるとしているところでございます。

次に6ページ、NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加に関する意見でございます。意見の4、SIPサーバは……。

○根岸部会長　　ちょっとごめんなさい、資料が、ここに出ているのはちょっと違いますね。

○東海委員　　1のやつと同じなんですよ。

○根岸部会長　　私もどこか一生懸命探していたんですが、ちょっと違いますね。先生合っている？

○酒井部長代理　　ええ。

○根岸部会長　　ああ、そうですか。一部がちょっと違っている、私たち2人が。

○東海委員　　意見、その考え方、それだけです。これ、差しかえていただいて。

○根岸部会長　　高橋さん、いいですか。大丈夫ですか。

　　ちょっと申しわけありませんけれども、もう一遍最初からすみません、申し訳ありません。

○古市料金サービス課長　　大変失礼いたしました。それでは別添資料に基づきまして電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びその考え方についてご説明をさせていただきます。まず総論でございますが、意見1につきましては今回の規定整備に賛同するという意見でございます。意見2、FTTH市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的評価の上、各種規定の見直しに取り組むことを要望、という意見でございます。これに対する考え方といたしましては3月27日の審議会答申を踏まえ、競争セーフガード制度の対象としてアンバンドルすべき機能を追加するなど、接続ルールの基本的な枠組みについては定期的に検証することとしており、これに加えて接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に対応することにより、NGNをめぐる競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを行うことが適当であるとしているところでございます。

　　次に意見の3、NGNの技術や機能は、今後さまざまな変化・発展の可能性を秘めていること等から、規制を最小化する方向で省令改正案を見直すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、答申に示したとおりNGNは他事業者にとって利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることが、その事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。また本省

令案等に新たに規定されたアンバンドル機能は、既存サービスを提供するための機能はアンバンドルする一方、NGN固有の新規機能はアンバンドルしないこととしている。これに加え、本省令案等の附則では、接続料原価を算定するために必要なコストドライバの状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、本省令案等の施行後も必要に応じて所要の検討・措置を行う旨を明確化しており、答申に基づく規定整備として適当と考えられるとしているところでございます。

次に6ページ、NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加に関する意見でございます。意見の4、SIPサーバは第一種指定電気通信設備の対象に追加することに賛同という意見でございます。これに対する考え方といたしましてはSIPサーバは収容ルータと連携して帯域制御機能等を提供するNGN等を構成する主要設備であり、NGN等を第一種指定電気通信設備に指定するに際し、SIPサーバも含めて規定整備する本省令案等は適当と考えられるとしているところでございます。

次に10ページをご覧くださいませでしょうか。意見の5でございます。NGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網は指定電気通信設備の対象から除外すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましてはNGN、地域IP網及びひかり電話網との接続については他事業者にとってその事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠となっている状況にあること等から、答申に示したとおりNGN、地域IP網およびひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当であるとしているところでございます。

次に14ページでございます。意見6、ひかり電話網のルータは従来どおり指定電気通信設備の対象から除外すべきという意見でございます。これに対する考え方は先ほど申し上げました考え方5に同じとしております。

次に15ページ、意見7でございます。イーサネット系サービス等のデータ通信網については指定電気通信設備の対象から除外すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましてはイーサネットサービスについてはNTT東西が従来の県域を超えた県間のサービスに進出するに際しては、利用の公平性の確保等の公正競争を担保する措置が必要であり、答申に示したとおりイーサネットを第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当であるとしております。

次に意見8、メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバは、指定電気通信設備から除外すべきという意見でございます。これに対する考え

方といたしましては、メディアコンバータやOLT等の装置類は加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に装置類だけ切り出してボトルネック性の有無を判断することは適当でないことから、答申に示したとおり当該装置類を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当であるとしております。

次に17ページ、意見9でございます。端末系伝送路設備について、敷設済みのメタル回線と競争化で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分の上、加入光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外すべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては第一種指定電気通信設備の指定に際して、メタル回線と光回線を区別せずに行うことについては、両回線はともに利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、既存の電柱・管路等といった共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出しがたいことから、合理性が認められるものと考えられるとしております。

次にNGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加に関する意見でございます。意見10、サービス展開の自由度を確保し、利用者の利便性を高める観点から、設備、機能のアンバンドルは必要最小限のものとすべきという意見でございます。これに対する考え方は、考え方3に同じとしております。

次に19ページ、意見11でございます。フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについては、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、答申に示したとおり、競争事業者から速やかにアンバンドルして提供することが求められていること、今後他事業者がみずから調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、また既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を生かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスにかかる機能をアンバンドルすることが当面必要と考えられる。このため、フレッツサービスに係る機能をアンバンドルする本省令案等は適当であるとしております。



次に意見12、中継局接続に係る機能については、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、中継局接続に係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、審議会答申に示したとおり、既に地域IP網では中継局接続に該当していたIPv6サービスは、アンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、さらに今後中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続にかかる機能はアンバンドルすることが必要になると考えられる。このため、中継局接続にかかる機能をアンバンドルする本省令案等は適当である。なお、中継局接続においては接続料の設定と並行して設備増強やビル&キープ方式の適用を含めその負担方法のあり方の検討が必要となる場合も考えられることから、本省令案の附則にはその趣旨を明確にする検討規定が措置されているところであるとしているところでございます。

次に22ページ、意見13でございます。IP電話サービスに係る機能について、公正競争上の問題が生じた段階でアンバンドル等について検討すべきであり、現段階で当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないという意見でございます。これに対する考え方といたしましては審議会答申に示したとおり、他事業者からはNGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、また現在ひかり電話網ではIGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、さらに当該接続料は相対取引で決まっているため、相手事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること等を踏まえれば、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルすることは必要と考えられる。このためIP電話サービスに係る機能をアンバンドルする本省令案等は適当であるとしているところでございます。

次に25ページ、意見14でございます。イーサネットサービスに係る機能について、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正や、標準的接続箇所を追加するための電気通信事業法施行規則改正を行うことは適当でないという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、答申に示したとおりイーサネットサービスについては、NTT東西が従来の県域を超えた県間

のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの要望があればイーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをするとともに、標準的接続箇所を追加することが必要と考えられる。このためイーサネットサービスに係る機能をアンバンドル等する本省令案等は適当であるとしているところでございます。

次に28ページ目をご覧くださいませでしょうか。意見15、NGNの收容局接続にかかる機能のアンバンドルについて、PSTNにおけるGC接続と同様の接続形態を実現するための修正を行うべきではないかという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、NGN等の收容ルータはそもそも振り分け機能を有しておらず、コア網としてNGN等以外の特定の他事業者網を選択できないことから、当該形態を実現するためには收容ルータに振り分け機能を実装させることが必要となる。しかしながら当該実装に係るコスト負担の問題に加え、收容ルータが他事業者網への振り分けを行う場合は分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定の場合と同様の問題が生じることから、本件については分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定に関する検討を行う際にあわせて検討することが適当であるとしているところでございます。

次に30ページ、意見16でございます。制御機能は特定のサービスに依存することなく、一般的な機能として早期にアンバンドルすべきという意見でございます。これに対する考え方といたしましては、審議会答申に示したとおり帯域制御機能等については、例えば転送機能とは切り離して、どのように利用してサービス提供をすることを想定しているのが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めた判断をするまでの熟度が高まっていないことから、現時点でのアンバンドルの要否の判断は時期尚早である。なお、これらの機能を用いたサービスは、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、NGNが実装する機能であれば、競争セーフガード等による検証を通じて適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となるとしているところでございます。

最後に32ページ、網機能提供計画の届け出を要しない機能の追加に関する意見でございます。意見17はイーサネットスイッチ及びSIPサーバ等の機能を網機能提供計画の届け出を要しない機能とすることに賛同する意見でございます。他方、次のページの意見18はこれに反対をする意見でございます。これらの意見に対する考え方といたしましては審議会答申に示したとおり、網機能提供計画は接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けら

れたものである。この点ルータと同様、イーサネットスイッチやS I Pサーバについても装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられること等を考慮すれば、これらを網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考えられる。なお、情報開示告示の改正案ではイーサネットスイッチ等の網機能追加に係る必要な情報が事前の合理的な時期に提供されるように規定整備することとしており、これは答申で示した考え方に基づく措置として適当と考えられるとしているところでございます。

以上を踏まえまして、この別添資料の前におつけしております接続委員会報告書でございますけれども本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については諮問のとおり改正することが適当と認められる。また、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は今ご説明しました別添資料のとおりであるとされているところでございます。以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。それではただいまの電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会での検討結果のご説明をいただきましたので、どうぞご意見、ご質問ありましたらお願いします。ではまた、東海先生のほうからコメント、何か補足ございますか。

○東海委員 NGNに関する接続ルールのあり方についてはもう既にこの部会でもいろいろと細かいところまでご議論をいただいたことでございます。その今度は規定整備というんでしょうか、その部分、必要なことを条文化したというようなことでございます。特に接続委員会の問題となる点ということの議論はございませんでした。

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。今の資料の多分36ページに改正の背景、諮問対象、そういうのがあって、さっき東海先生のほうからご紹介がございましたけれども、この審議会で答申を踏まえた施行規則の改正ということであるということでございます。よろしいですか。

はい、それでは本件につきましても接続委員会からの報告書とおりの答申書ということで、35ページの答申書の「(案)」というものの「案」を取って、これを答申ということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加)について【平成20年4

月 22 日付け諮問第 1207 号】

- 根岸部会長　それではその次に諮問第 1207 号、NTT 東の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システム機能追加について審議したいと思います。本件は本年 4 月 22 日開催の部会におきまして総務大臣から諮問され、5 月 22 日までの間、意見募集を行いましたけれども、意見はございませんでしたので 2 回目の意見募集は行いませんでした。本件も接続委員会で検討いただきましたので、その主査の東海委員より検討結果についてご報告をお願いします。
- 東海委員　それでは東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加につきまして、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。

本件は NTT 東日本の加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムについて、機能追加を図ることに伴ってその手続に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものでございます。資料の 91-3 の、少しおめくりいただいて 4 ページをご覧くださいと主な変更内容がございます。ご覧いただきたいと思っております。現在、NTT 東日本では、ウェブ上で接続事業者、これは NTT 東日本の第一種指定電気通信設備利用部門を含むわけですが、その事業者が電気通信番号を入力することによって、当該電気通信番号が利用されている場所において、加入者系光ファイバが利用可能となるおおむねの時期に関する情報を開示する加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムにより情報開示しているところでございます。

今回接続事業者の要望を踏まえまして、当該システムに同一の配線ブロック、これは局外スプリッタでカバーする区域という意味であります、そこにある複数の局外スプリッタをサービスごとに利用する際に、当該スプリッタごとにシェアアクセス方式による複数の加入者系光ファイバの概算納期情報、これを同時にウェブ上に表示する機能、これを追加するため、その手続に関して接続約款の変更を行うものでございます。本件については部会長からお話ございましたとおりの諮問の状況でございました。それに対して意見募集が行われましたけれども、当委員会でその意見募集が行われません、全く意見がございませんでした。その状況を踏まえて委員会で調査検討をした結果、お手元の資料の 91-3 の 1 ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。接続委員会の報告は以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。それではただいまの接続委員会の検討結果についてのご説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

意見募集でも意見がなかったということでございますので、そして接続委員会でも慎重に検討いただきましたということでもありますので、この部会におきましても今、報告いただきました報告書というのと全く同じ内容の答申書、そして2ページのところに案がありますけれども、この「案」を取ってこれを答申ということで、答申とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

事業用電気通信設備規則の一部改正について【平成20年4月22日付け諮問第1209号】

○根岸部会長 それでは最後になりますが、事業用電気通信設備規則の一部改正について審議したいと思います。諮問第1209号であります。本件につきましてはこの部会への諮問を要する事項と要しない事項の2つが含まれておりましたので、総務省が本件改正案全体について意見招請することとし、4月22日から5月22日までの間、意見募集が行われました。それでは本件につきまして総務省よりご説明をお願いいたします。

○竹内電気通信技術システム課長 それではお手元の資料91-4をご覧くださいと思います。説明のページを正確に間違えないようにするために、お手元ディスプレイもあわせてご覧いただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、今回の一部改正の内容が2点ございます。1つは携帯電話基地局に原則的には停電対策を講じるということを事業用電気通信設備規則で義務づけておりますが、その適用除外を設けるということでございます。2点目は050の番号を使用するIP電話等につきまして、発信者番号の偽装対策を義務づけるという、この2点の改正でございます。

それぞれポイントを振り返りたいと思いますが、まず停電対策の適用除外でございますが、3ページをご覧くださいと思います。3ページにございます3つの要件を満たすような携帯電話基地局設備等につきましては、停電対策を講じることを要しないという規定を設けたいということでございます。こうしたことを設ける背景になりましたのは、地下街等に携帯電話の基地局を設置する場合におきまして、設置スペースが非常に限られている。こういうことで今後不感知対策を広げていく上で、こういったスペー

スが限られているエリアにおいても整備を促進するという観点から、こういった規定を設けたいということでございます。

要件としておりますのは、1つは他の携帯電話基地局のサービス提供区域内にあるということ。2点目は停電になった場合においても3時間以内に復旧できるような措置が講じられていること。そして3点目は管理者に対する説明、及び利用者に対する周知が図られていることでございます。

2点目の変更点は、異なる電気通信番号送信の防止ということで、既に固定電話系につきましては本審議会においても答申をいただきまして、規定の整備を終えたところでございますが、携帯電話、PHS、あるいは050のIP電話につきましては、現在こうした規定がございませんので、現在、社会問題にもなっておりますこの電話を用いたいろいろな詐欺、なりすまし、こういったものに対する防護という観点からも電気通信回線設備を有する事業者が、発信側においてこういった異なる番号が送信されないような必要な措置を講ずることを規定するというところで改正いたしたいと考えております。これら2点の改正につきましては、いずれも施行予定日につきましては来年1月1日を予定しているところでございます。

次、6ページをご覧くださいと思います。これらの2点の変更につきまして、先ほど部会長からもご紹介ございましたが、4月22日より1カ月間、意見募集を実施したところでございますが、いずれも意見の提出はございませんでした。本日答申をもしただけでしたら、来月公布をいたしまして、1月1日施行ということで進めたいと考えているところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。それでは事業用電気通信設備規則の一部改正についての2つの改正項目というので、携帯電話基地局に関する停電対策の適用除外の問題と、050番号を使用するIP電話用設備等の異なる電気通信番号の送信の防止、これにつきましてただいまご説明いただいたとおりであります。どうぞ何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

そういたしますとこの発信元の偽装対策は当初固定電話でしたが、それが全部一応広がったということで、全部カバーされたというふうに理解することによろしいのでしょうか。

○竹内電気通信技術システム課長 はい、音声伝送役務を提供するサービスについて、固定系、移動系ともにこれでカバーされるということになると存じます。

○根岸部会長　はい、わかりました。じゃあ、よろしいですか。はい。それではこの諮問第1209号につきましてはお手元の答申案というのがありますけれども、これを答申ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

## 閉　　会

○根岸部会長　それでは本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら。ございませんか。

○渡邊情報通信政策局総務課課長補佐　ございません。

○根岸部会長　それでは本日の会議はこれで終了いたします。次回の部会につきましては別途確定になり次第、事務局より連絡いたします。どうもありがとうございました。